

## 第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画(案)に対する市民意見と市の考え方

- 1 意見提出期間 令和元年12月23日(月) ~ 令和2年1月31日(金)  
 2 意見提出件数 3件  
 3 市民意見の内容と市の考え方 下表のとおり

	ご意見の内容	市の考え方
①	<p>保護者アンケートの結果では、子どもの遊び場や居場所がほしいというニーズが見られる。                      子どもから高齢者までが集える「地域コミュニティづくり」を推進してほしい。                      公民館や公会堂などの既存施設を利用し、茶和会やさわやかクラブなどの活動とコラボして、子どもの放課後の居場所を提供する取り組みを推進してほしい。                      地域全体で子どもを見守るシステムと安心安全な居場所づくりを、市にサポートしてほしい。</p>	<p>ご意見につきましては、P77「子ども体験活動教室」、「放課後子ども教室」が関連事業であると考えます。                      本市では、地域コミュニティ団体が各公民館を拠点施設として、講演会、こどものつどい、親子ふれあい講座等の事業を実施して、誰もが集える地域コミュニティ活動に取り組んでいます。                      その中でも、和田地区においては、公共施設複合化のモデル事業として、小学校校舎をリニューアルし、公民館、小学校、放課後児童クラブ等の機能を合わせ持つ施設を整備し、地域コミュニティの交流拠点として活用いただいています。                      また、放課後の児童の安心・安全な活動場所として、「放課後子ども教室」を開設しております。                      この教室では、公民館や静岡福祉大学駅前サテライトキャンパス等を利用し、地域住民との交流をはじめ、学生スタッフや講師の指導により、様々な体験の機会を提供しています。                      ご意見いただきましたとおり、「放課後子ども教室」の活動においては、地域で活躍している市民団体等との連携と協働が不可欠であると考えております。                      第2期計画では、「放課後子ども教室」を全校区で実施することを目標としており(P66)、その実施にあたっては市民団体や学校等と連携し、協働して進めていきます。                      いただいたご意見を参考に、引き続き、子どもたちが地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組んでまいります。</p>
②	<p>食物アレルギーのある子どもが増える中、安心して通わせることができるよう、公立幼・保育園、小中学校において、アレルギー対応食を導入してほしい。                      焼津市では、メニューへの食材の記載のみで、アレルギー対応食は導入されておらず、食物アレルギーのある子は満足に給食を食べることができない。アレルギーのある子どもにも、給食は平等に提供されるべきである。</p>	<p>本市の公立幼稚園及び保育園においては、個々のお子さんに合わせて、アレルギーに対応した食事(※)を提供しています。(※幼稚園については、お子様のアレルギーの状況によってアレルギー対応の給食を提供できない場合があります。)                      公立小中学校の給食は、学校給食センターにおいて集中調理を行っており、現在の施設環境においては、アレルギー対応食の導入は難しい状況です。                      現在、各ご家庭に配布しています献立表にアレルギー物質の表示、更に詳細を知りたい場合は必要に応じて対応しており、保護者の皆様にご理解・ご協力をお願いしております。                      また、アレルギーの原因食品や症状の程度は様々であり、児童・生徒について、個別の管理が必要となる学校現場では、保護者や医師との連携や、対応する職員の確保など、組織的な取り組み体制の構築が不可欠です。                      食物アレルギー食の導入につきましては、専用の調理室が必要であり大規模改修となるため、いただいたご意見を参考に、今後の対応を検討してまいります。</p>
③	<p>小規模保育施設においても、保育士確保が課題となっている。労働時間の長さ(持ち帰り仕事を含む)と賃金の低さを是正するため、事業所の指導・監督を行ってほしい。</p>	<p>ご意見につきましては、P47「教育・保育施設への適切な指導監督の実施」に該当するものと考えます。                      本市では、市内の小規模保育事業所に対し、年1回の指導監査(事前の書類確認及び現地調査)を実施しております。                      指導監査では、定められた設置基準が守られ、安全な保育環境が確保されているかを確認し、状況に応じて、指導、助言等を行っています。                      保育の質の向上のためには、保育士の就労環境の改善も重要であると考えます。いただいたご意見を参考に、引き続き、厳正な指導監査を実施してまいります。</p>